

第1章

行政法の基礎

第1節 行政法の特徴

1 行政法とは何か

(1) 行政法のイメージ

現代では、行政活動が市民の日常生活のさまざまな場面に入り込んでいる。このため、行政法は、私たちの日常生活に広く関係している身近な法領域といえる。そうすると、行政法の重要性は、日常性、身近さにある。

しかし、民法や刑法という名称の法律はあるが、「行政法」という名称の法律はない。実際に存在するのは、行政に関する種々の法律、政令、省令等の国家法、および地方公共団体の条例や規則等の自治立法である。他方、行政に関する不文法も存在する。これら行政関係の諸法令、およびそれを理解するための共通の知識、考え方を体系化したものが「行政法」である。

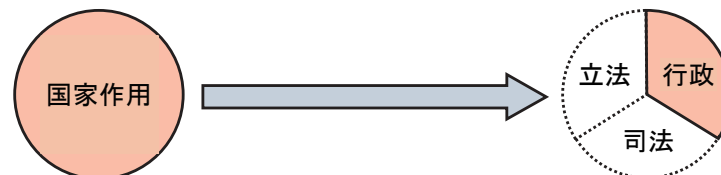
(2) 行政の観念

ア 権力分立と控除説

本来1つである国家権力をその性質に応じて、立法・行政・司法の各権力に「区分」し、それらを互いに独立した異なる機関に担当させるように「分離」し、相互に「抑制と均衡」を図り、諸個人の自由をできる限り防御しようとする考え方が権力分立である。

これを前提として、行政について厳密に定義しようとする、「国家作用の中から立法作用と司法作用を除いたもの」と考えることができる（控除説）。控除説の根拠は、行政活動は複雑かつ多種多様なものを含んでおり、その特徴を抽出してこれを積極的に定義するのは事実上不可能な点にある。

■控除説のイメージ



※ 国家作用から立法作用と司法作用を除いたものが行政概念である

イ 侵害行政と給付行政

19 世紀における近代国家では、国家の役割は公共の秩序を維持するという作用にとどまるのがよいとされ、行政活動は、市民の権利自由を制約するような侵害行政（課税処分など）が主であった。なお、このような国家観のことを夜警国家という。夜警国家とは、国家の役割を治安の維持等必要最小限に限定した国家のことをいう。

しかし、20 世紀になると、資本主義の限界が明らかとなり、貧富の差が大きくなった。そこで、国家には、経済政策を積極的に実施したり、弱者を保護したりすることが求められた。こうして出現したのが「給付国家」であり、国民に便益を供与する諸活動を給付行政（生活保護など）という。

現代の行政活動は、近代的な侵害行政と現代的な給付行政が混在した形になっている。

2 法律による行政の原理

(1) 意義

「法律による行政の原理」とは、行政活動は国会の制定する法律の定めるところにより、法律に従って行われなければならないという原則のことをいう。この原理は、権力分立原理（憲法 41 条、65 条、76 条 1 項）に根拠を置く。

法律による行政の原理には、①行政権の発動である行政行為を事前に制定された法律に従わせることによって、公権力が国民生活に恣意的に介入することを防ぎ、国民の自由・権利の保護を図るという自由主義的意義と、②行政活動を国民の代表である国会が制定した法律によって統制することにより、行政活動を民主的コントロールの下に置くという民主主義的意義がある。